

## 指定確認検査機関指定準則 新旧対照表

改定案	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 確認検査の業務を行う職員の数について</p> <p>1 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。)第十六条の算定においては、法第七十七条の二十第一号の常勤の職員は、機関に専任の職員で、かつ、確認検査の業務に週<u>三日</u>以上専ら従事する者に限るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前三項の算定においては、確認検査の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、確認検査の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて確認検査の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。</p> <p>一 一週間当たり六日を超えて確認検査の業務に従事する場合の当該超えた日において確認検査の業務に従事する時間</p> <p>二 一週間当たり四十時間を超えて確認検査の業務に従事する場合の当該超えて確認検査の業務に従事する時間</p> <p>5 <u>第1項の算定による確認検査員の数が指定機関省令第十六条の算定による数を超える場合にあっては、当該超える数に0.5を乗じた数を前三項の算定による確認検査員等の数に加えたものを確認検査員等の数とみなす。</u></p> <p>第3～第8 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 確認検査の業務を行う職員の数について</p> <p>1 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「指定機関省令」という。)第十六条の算定においては、法第七十七条の二十第一号の常勤の職員は、機関に専任の職員で、かつ、確認検査の業務に週<u>四日</u>以上専ら従事する者に限るものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前三項の算定においては、確認検査の業務に一週間当たり四十時間従事する者を一人として算定するものとし、算定に当たっては、確認検査の業務に従事する日数及び時間に応じて適切に案分し算定するものとする。ただし、次に該当する場合にあっては、該当する日数又は時間を超えて確認検査の業務に従事する日数又は時間は含めないものとする。</p> <p>一 一週間当たり六日を超えて確認検査の業務に従事する場合の当該超えた日において確認検査の業務に従事する時間</p> <p>二 <u>一日当たり八時間</u>を超えて確認検査の業務に従事する場合の当該超えて確認検査の業務に従事する時間</p> <p>第3～第8 (略)</p>